

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間のうち、約15年間、石工として粉じん作業に従事していた。

被災者は、昭和〇年〇月から勤務していたA県B市所在のC石材を最終粉じん事業場として、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3イ」、合併症「続発性気管支炎」と決定され、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、D病院にて療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、入院先の同病院にて死亡した。死亡診断書の直接死因欄に記載された傷病名は「塵肺症」であった。

請求人は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書を根拠に、被災者の死亡はじん肺による呼吸不全が原因である旨主張しているため、検討すると、次のとおりである。

(2) 被災者のじん肺の状態についてみると、被災者は平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3イ」と決定されているところ、被災者の死亡直前におけるじん肺及びその合併症の程度について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「管理3イ相当と考えられる。」と述べ、また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、「じん肺の状態はPR 1/2、F(+)、管理2相当と判断する。」と述べている。当審査会としても、X線写真、肺機能検査の結果等からみて、被災者のじん肺の程度は変化しておらず、被災者には著しい肺機能障害は認められないものと判断する。

(3) 被災者が死亡に至った原因について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「じん肺を基礎疾患として気道感染を繰り返し、呼吸不全にて死亡。よって死亡原因は、じん肺による呼吸不全と考える。」、「脳疾患を完全には否定しないが相対的にじん肺と考える。」と述べているところ、F医師は上記意見書において、「本件の主たる死亡原因は廃用症候群を招来させた外傷性脳損傷(外傷性くも膜下出血、右硬膜下出血)であり、86歳という年齢から判断して、『老衰』もその一因であると判断される。」と述べており、G医師も、上記鑑定意見書において、「基礎疾患として高血圧と心房細動があり、(中略)外傷性くも膜下出血と硬膜下血腫を併発、要介護状態となり肺炎を繰り返し

死亡したものと考えられる。」と述べている。

(4) 当審査会において、改めて被災者が死亡に至った経過等について詳細に精査したが、被災者のじん肺の状態は上記(2)のとおりであり、そうすると、当審査会としても、F医師及びG医師の意見を妥当と思料し、決定書理由第2の2(2)ウに説示のとおり、被災者の死亡とじん肺及びその合併症との間に相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡とじん肺及びその合併症との相当因果関係を認めることはできず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。